

在外選挙の 制度と手続 について

在留届の
提出も
忘れずに！



在外選挙人名簿への登録資格

- 1 満 18 歳以上
- 2 日本国籍保有者
- 3 海外に 3 か月以上居住
(出国時登録申請者を除く)

同居家族による 代理申請もできます。

申請者の署名入り登録申請書及び申出書*、
申請者及び代理の方のパスポートをご用意
ください。

*登録申請書及び申出書は、領事窓口又は外務省、
総務省のホームページから入手できます。



在外投票のためには在外選挙人証の取得が必要です

申請から受取までは一定の時間がかかります。
選挙直前の登録申請では投票までに間に合わない可能性がありますので、お早めにお手続きください。

必要書類を準備し
申請書に記入、大使館、
総領事館等窓口で登録申請

3 か月の居住期間経過後に
大使館などから住所確認の
連絡を受ける

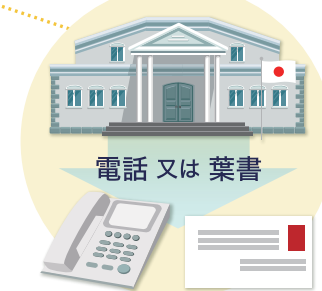
在外選挙人証の受取
(郵送又は領事窓口)

用意する物

- ・パスポート
- ・登録申請書
- ・居住している事を
証明できる書類
(在留届を提出済の方は不要です。)



日本大使館・総領事館等



電話 又は 葉書

在外選挙人証



※万が一、申請後、約 3 か月を経過しても連絡がない場合には、申請公館に進捗状況をご確認いただきますようお願いいたします。
(申請先の公館管轄内に新たに転入されて 3 か月未満の方は、在外公館の窓口で申請の際に手続期間の見込みをご確認ください。)

在外投票は次の 3 つの方法から選択できます

在外公館等投票



直接日本大使館・総領事館等に
出向いて投票する方法

郵便等投票



投票用紙等を事前に請求して、
記載の上、登録先の選挙管理
委員会へ郵送する方法

日本国内で投票



一時帰国した方や、帰国直後で
転入届を提出して 3 か月未満の方は、
日本国内でも投票できます。

詳しくは、**在南一スーダン日本国大使館**

Mail: ssd-ryoji@ju.mofa.go.jp

または

外務省 在外選挙 検索
まで

